

官報 号外 平成三年九月二十七日

○第百一十一回 会衆議院会議録 第十二号

平成三年九月二十七日(金曜日)

午後零時六分開議

議事日程 第九号

平成三年九月二十七日

正午開議

第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百一十回国会、内閣提出)(參議院回付)

日程第一 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) お詫びいたします。

○議長(櫻内義雄君) 参議院から、第百一十回国会、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とする御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 本件は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 本件は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 本件は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 本件は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

一

ます。
「賛成者起立」

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、參議院の修正に同意するに決しました。

法律の一部改正案の提出を見たものであります。
本案の主な内容は、

第一に、証券会社による損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求する行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することとしております。

第二に、取引一任勘定取引が、損失補てん等の改正を行なうことから、これを禁止することとし、その違反は行政処分の対象とすることにします。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、証券及び金融問題に関する特別委員長大野明君。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみならず、外国証券業者に関する法律についても同様の改正を行なうことにいたしております。

○議長(櫻内義雄君) 本件につきましては、九月二十四日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、九月二十五日から質疑に入り、昨二十六日質疑を終了し、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(櫻内義雄君) なお、本案に関連して、証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議が行われましたことを申し添えます。

○議長(櫻内義雄君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

一

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

報 (号外)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 橋本龍太郎君

○朗読を省略した議長の報告

一、去る二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	野田	実君	御法川英文君	補欠
須永	徹君	鈴木喜久子君	野田	
御法川英文君			実君	
鈴木喜久子君	須永	徹君	鈴木喜久子君	
一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				

辞任
米沢
隆君
柳田
穏君
補欠

(老人保健法の一部改正)
(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び――は修正)

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三章 保健事業」を「第三章 保健事業等」に、「第四節 老人保健施設療養費の支給(第四十六条の二—第四十六条の五)」を「第五節

節節節
老人保健施設療養費の支給（第四十六条の五の四）
老人訪問看護療養費の支給（第四十六条の五の四）
研究開発の推進（第四十六条の五の四）

五の二・第四十六条の五の三】に、一第三章の

二、老人保健施設（第四十一条の六・第四十六
条の十七）」を「第三章の二、老人保健施設及び
第一節 老人保健施設（第四十

指定老人訪問看護事業者
業者
(第四十六条の十七)

「(十)」
元治元年。

第一條第一項中「又は地域」を「若しくは地域
又は家庭」に改める。

第六条に次の二項を加える。

は、疾病、負傷等により、寝たきりの状態に

ある老人又はこれに準ずる状態にある老人（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認め

て看護婦その他厚生省令で定める者が行うべき
養上の世話又は必要な診療の補助（第二十
一条第三項に規定する保険医療機関等、第三十
二条の二第一項に規定する特定承認保険医療機
関等又は老人保健施設により行われるもの
を除く。以下「老人訪問看護」という。）を行な
事業をいう。

第七条第二項中「応じ」の下に「この法律の
規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保
健施設に関する事項その他の」を加え、「及び
四十六条の八第六項」を「第四十六条の五の一
第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条
の十七の五第四項」に改める。

「第三章 保健事業」を「第三章 保健事業等
に改める。

第十二条第五号中「次条、第十七条、第二十
五条から第三十二条まで及び第四十二条第三項
を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号の二中
「第十七条の二、第三十二条の二及び第三十二
条を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号の三
の次に次の一号を加える。

五の四 老人訪問看護療養費の支給

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（老人訪問看護療養費の支給）

第十七条の四 老人訪問看護療養費の支給は、
第四十六条の五の二第一項の規定により支給
する給付とする。

第二十条中「対」、医療の下に「(医療費の支給を含む。)」を加え、「及び老人保健施設療養費の支給を含む。」を削る。

(次条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)に改め、同項第一号中「四百円」を「七百円」(次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)に改め、同条第四項中「〔三〕四円」の下に「(次条第三項において準用する同条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)を加え、「同項」を「第一項」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(一部負担金の額の改定)

金については、千円（この項の規定により当

該一部負担金の額が改定されたときは、直近

のこの項の規定による改定後の当該一部負担金の額（当該額がこの項ただし書の規定によ

りその端数を切り捨てられた後の額である場

合にあつては、当該額に当該端数を加えた額)とする。(二) 特定年度(平成六年度を初年

四

度とする同年度以降の年度（この項の規定に
より当該一部負担金の額が改定されたとき
は、直近の当該改定が行われた年度以降の年
度に限る。）をいう。）の前年度の四月一日を含
む年の物価指数（総務厅において作成する年
平均の全国消費者物価指数をいう。以下次項
までにおいて同じ。）を平成四年度（この項の
規定により当該一部負担金の額が改定された
ときは、直近の当該改定が行われた年度の
前々年度）の四月一日を含む年の物価指数で
除して得た率を乗じて得た額（以下この項に
おいて「外来一部負担金改定予定額」という。）
が、千円（この項の規定により当該一部負担
金の額が改定されたときは、直近のこの項の
規定による改定後の当該一部負担金の額とす
る。）を十円以上超え、又は十円以上下るに至
つた場合においては、当該特定年度の翌年度
の四月以後、当該一部負担金の額を外来一部
負担金改定予定額に改定する。ただし、当該
外来一部負担金改定予定額に十円未満の端数
があるときは、これを切り捨てるものとす
る。

つては、当該額に当該端数を加えた額) とする。

る。)に、特定年度(平成六年度を初年度とする同年度以降の年度(この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度以降の年度に限る。)をいう。)の前年度の四月一日を含む年の物価指數を平成四年度(この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度の前々年度)の四月一日を含む年の物価指數で除して得た率を

乗じて得た額(以下この項において「入院一部

負担金改定予定額」という。)が、七百円(この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近のこの項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)を十円以上超え、又は十円以下するに至った場合においては、当該特定年度の翌年度の四月以後、当該一部負担金の額を入院一部負担金改定予定額に改定する。ただし、当該入院一部負担金改定予定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について適用する。この場合において、前項中「七百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定による改定後の当該一部負担金の額を公示しな

ければならない。

第三十三条中「医療」及び「特定療養費の支給」の下に「医療費の支給を含む。」を加える。

第三十四条中「医療又は特定療養費の支給」を「医療(医療費の支給を含む。)第四十二条第三項を除き、以下この款において同じ。」に改める。

第三章中第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給

(老人訪問看護療養費の支給)

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者(以下「指定老人訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る老人訪問看護事業を行なう事業所により行われる老人訪問看護(以下「指定老人訪問看護」という。)を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護費を支給する。

2 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪問看護費用額(指定老人訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。)を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一部負担金の額その他事情を勘案して厚生大臣が定める額を控除した額とする。

3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について適用する。この場合において、前項中「七百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定による改定後の当該一部負担金の額を公示しな

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならない。

4 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指

定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護療養費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者に付する。

第三章の二中第四十六条の六の前に次の節名を付する。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中「前一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(準用)

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六条の四

の規定は、老人訪問看護療養費の支給について、第四十六条の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調査は、政令で定める。

第六節 研究開発の推進

第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、老人の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするもの

の研究開発の推進に努めなければならない。

二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者に付する。

第三章の二中第四十六条の六の前に次の節名を付する。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中「前一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の十七第二項中「第三章(第四節を除く。)」を「第三章第一節から第三節まで」に改める。

第三章の二中第四十六条の十七の次に次の二節を加える。

第一節 指定老人訪問看護事業者

(指定老人訪問看護事業者の指定)

第四十六条の十七の二 第四十六条の五の二第一項の指定は、老人訪問看護事業を行う者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所

(以下単に「事業所」といふ。)とに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条の五の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の看護婦その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十六条の五第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定老人訪問看護事業者の責務)

者は、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやしくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

(報告等)

第四十六条の十七の七 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関する基準は、厚生大臣が定める。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の五第一項の厚生省令で定める員数を満たさないときは、

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めて、「指定老人訪問看護事業者であった者等」

めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならぬ。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)

第四十六条の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

(指定の取消し)

第四十六条の十七の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

(報告等)

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の五第一項の厚生省令で定める員数を満たさないときは、

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めて、「指定老人訪問看護事業者であった者等」

という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定老人訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者(指定老人訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは当該指定老人訪問看護事業者の當該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならぬ。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

合における当該保険者に係る老人医療費

見込額のうち、一人平均老人医療費見込

額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に概算加入

口 調整対象外医療費見込額

第五十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。)の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第五十六条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費額」という。)に、一から老人保健施設療養費等確定率を控除して得た

イ 当該保険者に係る老人医療費額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）から調整対象外医療費額（当該保険者が確定基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めることにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第一項第一号以下の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額相当する額

第五十六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同

附則第一条の次に次の一条を加える。
(老人保健施設に係る対象者の特例)

(老人保健施設に係る対象者の特例)

第一条の二 当分の間、第六条第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人(その)」とあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの(これらの者の)」と、第十六条の八第四項中「老人の」とあるのは「老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるものの」とする。

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五十七条中「及び第四十六条の二第九項」を「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十四条の二第一号中「第四十六条の九第一項、第二項又は第四項」を「第四十六条の九第一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療・医療費の支給を含む。」、特定療養費の支給（医療費の支

給を含む。)老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五」の下に「及び第四十六条の五の二」を加え

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定(「及び
第三十一条及び第十四条の規定 公布の日
の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四
十六条の十七の五第四項」)に改める部分に限
る。)、同法第三章の章名の改正規定、同法第
十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に
一条を加える改正規定、同法第二十条、第三

九項及び第四十六条の五の二第七項に改め
る部分並びに「第四十六条の二第十項」の下を
〔第四十六条の五の二〕において準用する場合を
含む。)を加える部分に限る。)同法第五

については、老人保健制度の目的を踏まえ、この法律の施行後
の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢
の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討
が加えられるべきものとする。

第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)」とあるのは「六百円」とする。

第二条 政府は、老人の心身の特性に応じた適切

医療費に関する経過措置

同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七條の改正規定、同法第四十八條の改正規定(「医療等」の下に「医療(老)人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院部分に限る。並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定(健康保険法附則に一一条を加える改正規定を除く。)、第四条の規定

院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性

に応じた適切な看護が行われるものとして、○痴呆の状態である老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの(を含む)。政令で定めるもの(以下この項において「看護」と

「強化病床」という。)について受けた第十七条
第四号に掲げる給付(当該給付に伴う同条第
一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付
を含む。)に限る。)特定療養費の支給(老人
医療受給対象者が看護強化病床について受け

る政令で定める療養に係るものに限る。)、老

人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」と)^{○「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとされるものを含む。」}を除く。)を加える部分のうち〇老人訪問看護療養費の支給に係る部分、^{○「老健法第四十八条改正規定中痴呆老人部分」とする。及び}第

老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

（医療費拠出金に関する経過措置）

^八 第八条 平成二年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第九条 平成三年度の概算医療費拠出金の額は、

新老健法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三

年年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に

相当する額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行

日以後調整後老人医療費見込額」という。）に、

一から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施

等に対する施行日以後に行われる医療（医

療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給（次号において「医療等」という。）に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

（次号において「医療等」という。）に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

第十一条 平成三年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三

年年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に

相当する額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行

日以後調整後老人医療費見込額」という。）に、

一から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額

（市町村が平成三年度において支弁した一

の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対

する施行日前に行われた医療（医療費の支

給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の

支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支

給に要する費用の額をいう。以下この号に

おいて同じ。）を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十五条第四項の概算

加入者調整率を乗じて得た額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行

日以後調整後老人医療費額」という。）に、一

から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額

（市町村が平成三年度において支弁した一

の保険者に係る七十歳以上の加入者等に

対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同

じ。)から施行日以後調整対象外医療費額

(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいふ。)を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額。

口 施行日以後調整対象外医療費額

三 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

2 前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に

対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

(平成三年度の拠出金の額の変更等)

第十九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、

各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

第十二条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聽くことができる。

三 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た

関する部分に限る。)を定めようとするときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聞くことができる。

第六十四条第三項中「又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は老人訪問看護費」に改める。

老人訪問看護療養費に改める。

第六十四条第三項中「又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は老人訪問看護費」に改める。

第八十七条の五第一項中「若しくは老人保健施設は、新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

第九条の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。)が同法附則第一条の二の規定により読み替えた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」といふ)を受けた場合において、第五十六条の二第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該施設につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二第一項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

第六十五条 国家公務員等共済組合法の一部を次のようにより改正する。

第六十五条 国家公務員等共済組合法の一部を次のようにより改正する。

第六十五条 第五十九条第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に、「又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養費につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第十五条第一項」とあるのは「組合員が第五十七条第七項において準用する第五十六条第一

平成三年九月二十七日 衆議院会議録第十二号

老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付) び同報告書

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案

一

項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十七条第七項において準用する第五十六条第三

項及び第四項」と読み替えるものと
（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十六條 地方公務員等共済組合法の一部を次の
ようて改正する。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費若しくは老人

第六十六条第三項中「又は老人保健施設療養費」に、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は老人保健施設療養費又は老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第一百四十四条の三第一項の表第九十六条第一項の項中「若しくは老人

保健施設療養費」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

陸風第一十集

第十七条の二 組合員（老人保健法の規定によ

る医療を受けることができる者を除くものと

限る」が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老

人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という。)を受けた場合において、第五十八条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十八条第一項」とあるのは「組合員が第五十九条第七項において準用する第五十八条第一項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十九条第七項において準用する第五十八条第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「、第二百二十六条の五」の下に「附則第九条の二」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十八条(九) 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第四十六条の二第十項」の

下に「(第四十六条の五の二)において準用する場合を含む。」を加え、「若しくは老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

第五十条第一項第三号及び第四号を次のよう改める。

第十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「並びに老人保健施設療養費の額」を「老人保健施設療養費の額、指定老券オプション取引の受託につき、顧客の個別別の取引」との同意を得ないで、売買の別

(有価証券指數等先物取引にあつては現実指數又は現実數値が約定指數又は約定數値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案

右の会議で提出する。

平成三年九月十八

內閣總理大臣 海部俊樹

卷之三

証券取引法及び外国証券業者に関する法律

の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)
第一条 証券取引法(昭和二十二年法律第一十五

号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項に次のただし書きを加える。

第五十条第一項第三号及び第四号を次のよう改める。

三 有価証券の売買取引若しくはその受託又は有価証券指數等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指數等先物取引にあつては現実指數又は現実数値が約定指數又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別とし、有価証券オプション取引にあつてはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。次号において同じ。）銘柄 数又は價格（有価証券指數等先物取引にあつては約定指數又は約定数値とし、有価証券オプション取引にあつては対価の額とする。次号において同じ。）について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた銀行(以下この号及び次条第一項第一号において「信託会社等」という。)を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらとの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、數又は価格について当該信託をする者の個別の取引との指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができるることを内容とする契約を締結する行為

第五十条第二項中「前項第五号を除く。」を「前項第一号、第二号及び第四号」に、「同項第一号から第四号までを除く。」を「同項第三号及び第五号」に改める。

第五十条の次に次の二条を加える。

第五十条の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション

の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらにおいて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為

若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券等」という。)について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者との間において争いの原因となるものとして大蔵省令で定めるものをいう。(以下この条及び第五十七条の二第二項において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供については、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ大蔵大臣の確認を受けている場合を補てんするために行うものである場合については、適用しない。

一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせられる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせられる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた場合による場合に限る。)

第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するため必要な書類として大蔵省令で定めるものを添えて大蔵大臣に提出しなければならない。

第六十五条の二第五項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第三項の次に次の二条を加える。

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(証券会社又はその役員若しくは使用者の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして大蔵省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十七条の二第二項において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供については、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ大蔵大臣の確認を受けている場合を補てんするために行うものである場合については、適用しない。

官報(号外)

1 証券取引法の一部改正

(一) 取引一任勘定取引の禁止

証券会社等は、有価証券の売買取引等について顧客の個別の取引との同意を得ないで、売買の別、銘柄、數又は價格について定めることができること等を内容とする契約を締結する行為をしてはならないこととする。

(二) 損失補てん等の禁止

(1) 証券会社は、次に掲げる行為を自己が行い、又は第三者をして行わせてはならないこととする。

- ① 有価証券の売買その他の取引等について、顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合にはこれを補てんし、又は補足するため財産上の利益を提供する旨を、当該顧客等に対し、申し込み、又は約束する行為
- ② 有価証券の売買その他の取引等について生じた顧客の損失を補てんし、又は利益に追加するため財産上の利益を提供する旨を、当該顧客等に対し、申し込み、又は約束する行為
- ③ 有価証券の売買その他の取引等について生じた顧客の損失を補てんし、又は利益に追加するため、当該顧客等に対し、財産上の利益を提供する行為

(2) 証券会社の顧客は、前記(1)及び(2)の約束を当該証券会社等との間で行い、又は当該証券会社等から前記(1)(3)の財産上の利益を受ける行為を自己が行い、又は第三者をして行わせてはならないこととする。

(3) 証券会社の顧客は、前記(1)又は(2)の行為をした者に対して、所要の罰則を科すこととする。

(2) 前記(1)(2)の行為をした者等の收受した財産上の利益は、没収することとする。

(四) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2 外国証券業者に関する法律の一部改正

証券取引法の一部改正に準じ、損失補てんの禁止等の規定の整備を行うこととする。

3 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) その他所要の経過措置を設けることとする。

(一) 議案の可決理由
本案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等所要の措置を

講ずるもので、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保する見地から、時宜に適した妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年九月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
証券及び金融問題に
関する特別委員長 大野 明

官 報 (号外)

平成三年九月二十七日 衆議院会議録第十二号

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話
03
(3587) 4302

定価
(税込)
115円(税込)